

発電用原子炉施設保安検査実施要領

平成 2 6 年 6 月 9 日

原 子 力 規 制 庁

目 次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 保安検査の種類	1
4. 保安検査の期間	2
5. 保安検査の手法	4
6. 保安検査実施方針の策定	4
7. 保安検査計画の作成	4
8. 保安検査実施の通知	5
9. 保安検査計画の変更	5
10. 保安検査の実施	5
11. 違反事項の取扱	5
12. 検査報告の作成	5
13. 原子力規制委員会への報告	6
14. 検査結果の公表	6
15. 年度評価の実施	6

1. 目的

本実施要領は、原子炉等規制法第43条の3の2第5項の規定に基づき、発電用原子炉施設を設置した工場若しくは事業所又はそれらに係る事務所（廃止措置計画の認可を受けた原子炉に係るものを除く。）に対する保安規定の遵守状況に関する検査の実施方法について定めたものである。

本実施要領は、原子炉等規制法第64条の3第7項に基づく、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に対する実施計画に定める保安の措置の実施状況に関する検査の実施方法について準用するものとする。

2. 用語の定義

本実施要領における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 原子炉等規制法

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）をいう。

(2) 実用炉則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）をいう。

(3) 研究開発段階炉則

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）をいう。

(4) 保安検査

原子炉等規制法第43条の3の2第5項の規定に基づく検査をいう。

3. 保安検査の種類

保安検査の種類は以下のとおりとする。

(1) 年4回の保安検査

①基本検査

実用炉則第93条第1項又は研究開発段階炉則第88条第1項の規定に基づき、保安規定の遵守状況を確認するため、各発電用原子炉施設等において年4回、定期に行う検査。

②追加検査

実用炉則第93条第1項又は研究開発段階炉則第88条第1項の規定に基づき、上記の基本検査に加えて、各発電用原子炉施設等において、次に掲げる（a）または（b）のいずれかに該当する場合に実施する検査。なお、（a）は本実施要領11. 違反事項の取扱に定める判定後、（b）は原子力規制委員会が判断した後、最初に行う保安検査から事業者の行う改善措置の取り組み

状況に応じて実施することとする。

- (a) 本実施要領 11. 違反事項の取扱いに定める違反の区分で「監視」以外の判定を行った場合
- (b) 原子力規制委員会が、保安検査により事業者の行う改善措置状況等の確認が必要と判断した場合

(2) 安全確保上重要な行為等の保安検査

実用炉則第93条第2項又は研究開発段階炉則第88条第2項の規定に基づき、次に掲げる行為（実用発電用原子炉については施設定期検査の際に行うものに限る。）及び訓練が行われるとき、保安規定の遵守状況を確認するために実施する検査。

- (a) 起動又は停止に係る操作（運転開始又は運転停止のための発電用原子炉の操作をいう。）
- (b) 燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取り出し及び装荷のための操作をいう。）
- (c) BWRにおける残留熱除去冷却海水系統（以下「海水系統」という。）の切替えに係る操作（一の海水系統の機能を停止するとともに他の海水系統の機能を起動するための操作をいう。）
- (d) PWRにおける原子炉容器内の水位の低下に係る操作及び原子炉容器内の水位を低下させた状態で行う残留熱の除去に係る操作
- (e) 重大事故等又は大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員に対する訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために必要であると認めるもの

4. 保安検査の期間

原子力規制事務所（以下「規制事務所」という。）の原子力保安検査官は、3. に定める保安検査を次の期間で実施する。

(1) 年4回の保安検査

年4回の保安検査は、1回の検査当たり2週間程度を標準として実施する。また、追加検査を実施する場合は標準的な検査期間に必要な期間を追加して実施する。

規制事務所の統括原子力保安検査官（以下「統括保安検査官」という。）は、当該発電用原子炉施設における保安活動の状況等を勘案し、具体的に検査期

8. 保安検査実施の通知

保安検査の実施に当たっては、各発電用原子炉施設を担当する安全規制管理官（以下「担当管理官」という。）は、保安検査開始前に、検査の実施について、担当管理官名で各発電所長等の代表者に対し通知するとともに、原子力規制委員会ホームページにおいて公開する。

なお、安全確保上重要な行為等の保安検査の実施に関する通知は行わない。

9. 保安検査計画の変更

統括保安検査官は、保安検査開始後に計画を変更する必要性が生じた場合には、保安検査変更計画書を作成する。また、担当管理官は、変更内容に応じ、変更の旨を担当管理官名で発電所長等の代表者に通知する。

10. 保安検査の実施

保安検査の実施に際しては、あらかじめ作成した保安検査計画に従い、必要な事項を確認した上で、原則としてチェックシートを作成し、当該チェックシートに基づき保安検査を実施する。

11. 違反事項の取扱い

保安検査において保安規定違反の疑いのある事象を発見した場合、原子炉設置者に対し事実関係を確認する。

確認した事実関係を踏まえ、「図 保安規定違反の評価・判定フロー」及び「表 保安規定違反の判定基準」に従い、発生した事象に係る原子力安全に対する影響度等を総合的に考慮した上で、当該事象を評価し、保安規定違反の区分の判定を行う。

判定の結果、保安規定違反（「監視」を除く。）に該当する場合は、原子力規制委員会に報告するとともに、同委員会の判断により、法令に基づく命令や指導文書を発出し、原子炉設置者に対し、適切な期間内に再発防止策等を報告するよう求める。また、違反の区分（「違反3」、「違反2」、「違反1」の順）に応じて、追加検査の体制・方法、検査期間をそれぞれ強化、延長し実施する。

保安規定違反「監視」に該当する場合は、その後の基本検査において事業者の行う改善措置の状況を監視する。

12. 検査報告の作成

統括保安検査官は、保安検査終了後、年4回の保安検査報告書及び安全確保上重要な行為等の保安検査報告書を作成する。

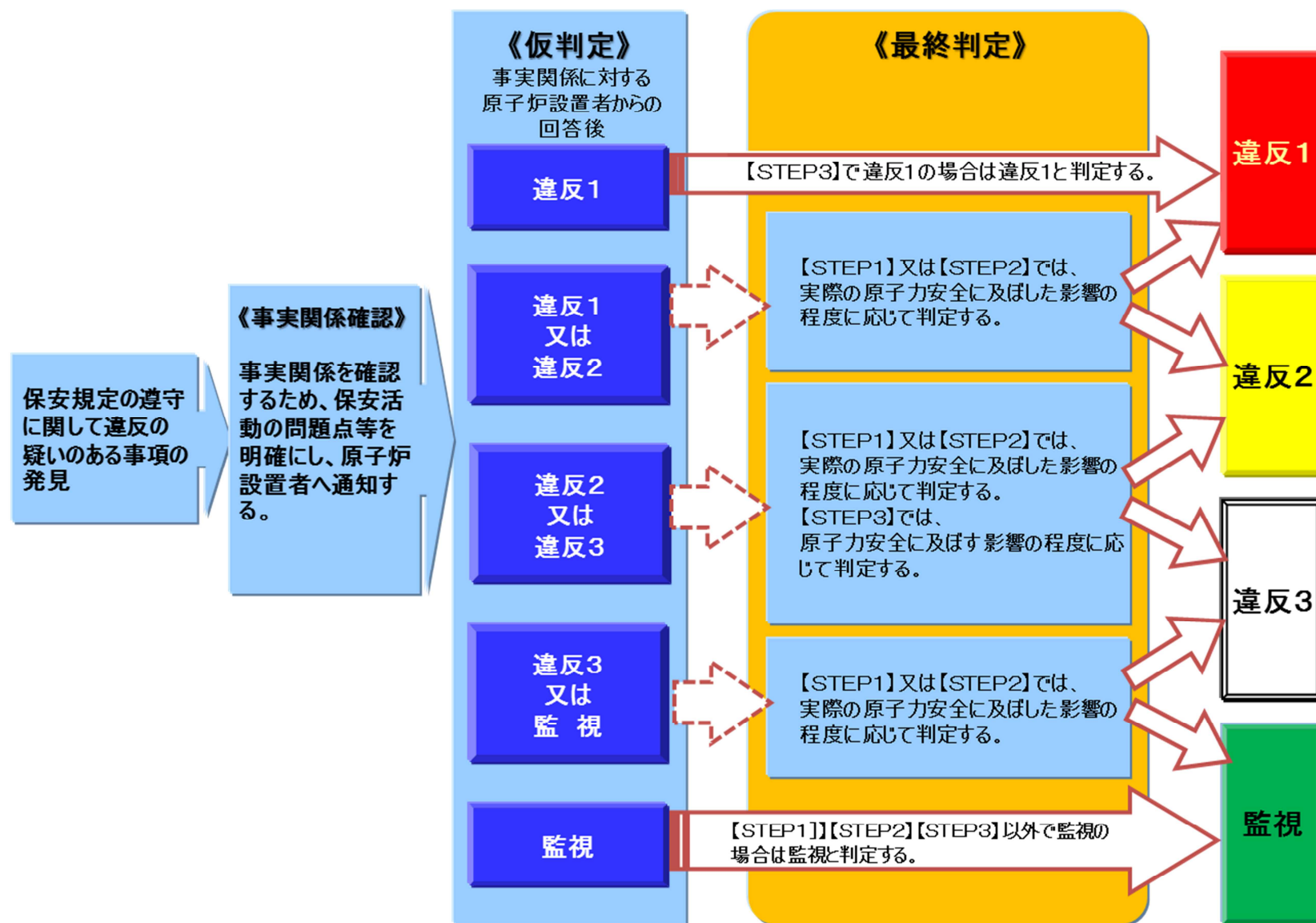


図 保安規定違反の評価・判定フロー

表 保安規定違反の判定基準

判定区分	STEP 1（安全機能）	STEP 2（放射線被ばく）	STEP 3（品質保証）
違反 1	○重要度分類指針においてクラス 1（PS-1/MS-1）に分類される安全機能の喪失に至った場合（★） ○重要度分類指針においてクラス 1（PS-1/MS-1）に分類される安全機能に影響を及ぼした場合（★） ○重要度分類指針においてクラス 1（PS-1/MS-1）に分類される安全機能の健全性を担保できなかった場合（★）	○放射性廃棄物の放出において、放射性物質濃度（3ヶ月平均）が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合（★） ○放射線業務従事者の実効線量又は等価線量が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合（★） ○新燃料及び使用済燃料の運搬において、容器等の線量当量率又は容器等の表面汚染密度が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合（★） ○（固体）放射性廃棄物の運搬、移動において、廃棄物の放射能濃度又は容器等の線量当量率又は容器等の表面汚染密度が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合（★） ○管理区域の出入管理において、退出者の表面汚染密度が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合（★） ○管理区域に係る値が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合（保安規定に記載された管理区域が設定されていない場合も含む）（★） ○管理区域外等への搬出及び運搬において、容器等の線量当量率又は物品、容器等の表面汚染密度が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合（★）	○品質マネジメントシステムが機能していないことにより原子力安全に影響を及ぼすと判断される場合
違反 2	○重要度分類指針においてクラス 2（PS-2/MS-2）に分類される安全機能の喪失に至った場合（★） ○重要度分類指針においてクラス 2（PS-2/MS-2）に分類される安全機能に影響を及ぼした場合（★） ○重要度分類指針においてクラス 2（PS-2/MS-2）に分類される安全機能の健全性を担保できなかった場合（★）	○放射性廃棄物の放出において、保安規定で定めた放射性廃棄物の放出管理目標値又は放出管理の基準値を超えた場合（★）	○品質マネジメントシステムの欠陥又は品質保証に係る保安規定の不履行により安全に影響を及ぼすと判断される場合（☆）
違反 3	○重要度分類指針においてクラス 3（PS-3/MS-3）に分類される安全機能の喪失に至った場合（★） ○重要度分類指針においてクラス 3（PS-3/MS-3）に分類される安全機能に影響を及ぼした場合（★） ○重要度分類指針においてクラス 3（PS-3/MS-3）に分類される安全機能の健全性を担保できなかった場合（★）	○放射性廃棄物の放出において、保安規定で定めた経路以外又は保安規定で定めた管理（測定を含む）を伴わない放出を行った場合（★） ○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条第 11 号で定める原子炉施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、管理区域内に立ち入るものが、同規則同条同号で定めた値を超えた場合（★）	
監視	○上記以外の保安規定の不履行があった場合	○上記以外の保安規定の不履行があった場合	

※) 重要度分類指針：「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」

★は、実際の原子力安全に及ぼした影響の程度に応じて違反区分を判定

☆は、原子力安全に及ぼす影響の程度に応じて違反区分を判定